2　前提条件の整理

2.1　上位計画による位置づけ

2.1.1　奈良市第 4 次総合計画

本市では、「第 3 次総合計画」が 2010 年（平成 22 年）に目標年度を迎え、これまでの計画による成果と課題を踏まえ、人口減少社会の進行をはじめとする近年の社会経済環境の変化に対応した新しいまちづくりの目標を示すため、2011 年（平成 23 年）7 月に 2020 年（平成 32 年）を目標とする「奈良市第 4 次総合計画（まほろば VISION2020)」を策定しました。その中で、めざすべき都市の将来像を「市民が育む世界の古都奈良～豊かな自然と活力あふれるまち～」としています。

火葬場については、同計画各論第 4 章「生活環境」の基本施策「生活・環境衛生」において以下のとおり位置付けられています。

図 2-1　奈良市総合計画の変遷

現　　状：	現火葬場は長期稼働に伴い火葬炉設備や施設の経年劣化が進んでおり、また、火葬炉数も少なく、今後予想される高齢化に伴う火葬件数の増加に対して、十分な対応ができない状況です。
課　　題：	新しい斎苑（火葬場）を早期に建設する必要があります。
施策の目標：	市民に親しみのもてる周辺環境との調和にも配慮した斎苑（火葬場)、墓地等の施設整備に努めます。
施策の展開方向：	現火葬場に代わる新斎苑（火葬場）を新市建設計画に基づき整備します。整備に際しては、最新技術を備えた設備を導入し環境に配慮します。

（第 4 次総合計画後期基本計画）

2.1.2　新市建設計画

本計画は、奈良市の総合計画を基本に月ヶ瀬村及び都祁村の総合計画等を継承しつつ、奈良市、月ヶ瀬村及び都祁村の合併後の速やかな一本化を促進し、住民の福祉の向上と地域の発展を図る具体的なまちづくりの方向を示すため、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、2004 年（平成 16 年）7 月に策定されました。

対象地域は、原則として月ヶ瀬村及び都祁村の地域ですが、奈良市内においても奈良市、月ヶ瀬村、都祁村の一本化の有益となる事業を対象としています。計画期間は 2005 年（平成 17 年）度から 2020 年（平成 32 年）度末までの 16 カ年です。

新斎苑については、その中の「福祉のまちづくり」の節において[保健・衛生機能の充実]として以下のとおり位置付けられています。

・将来の火葬件数の増加に見合った近代的な火葬場の整備を図ります。
　事業名「新火葬場建設事業」: 市域の拡大に伴い火葬場を整備する。

2.2　関連計画の整理

2.2.1　奈良市眺望景観保全活用計画

計画地については、以下の重点眺望景観として、現行の風致地区などの法制度に基づき規制・誘導を図る区域(ゾーンC)とされています。

・平城宮跡から東大寺大仏殿、若草山等の山並みへの眺望
・大池（勝間田池）池畔から薬師寺三重塔、東大寺大仏殿への眺望
・近鉄奈良駅前を含む大宮通から若草山への眺望
・奈良阪（県道木津横田線）から東大寺大仏殿への眺望
・西安の森、若草中学校付近から東大寺大仏殿、興福寺五重塔、若草山等の山並みへの眺望

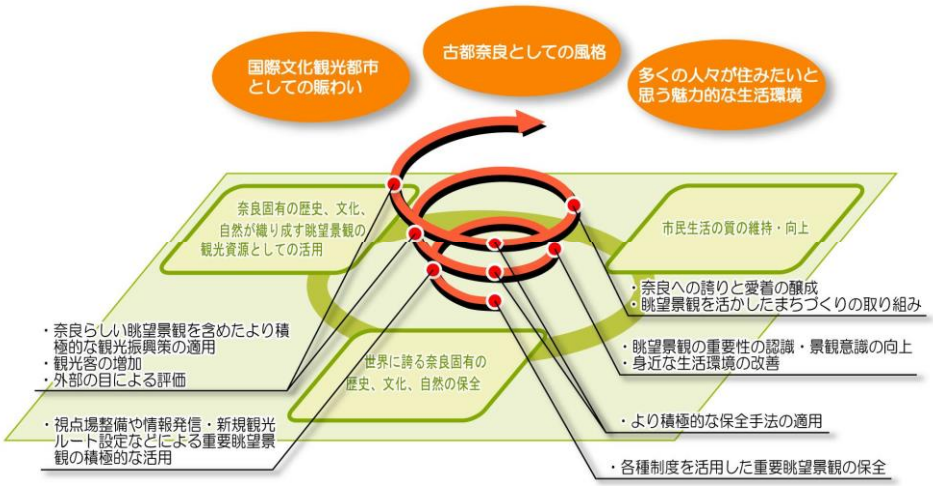

図 2-2　奈良市眺望景観保全活用計画策定の目的

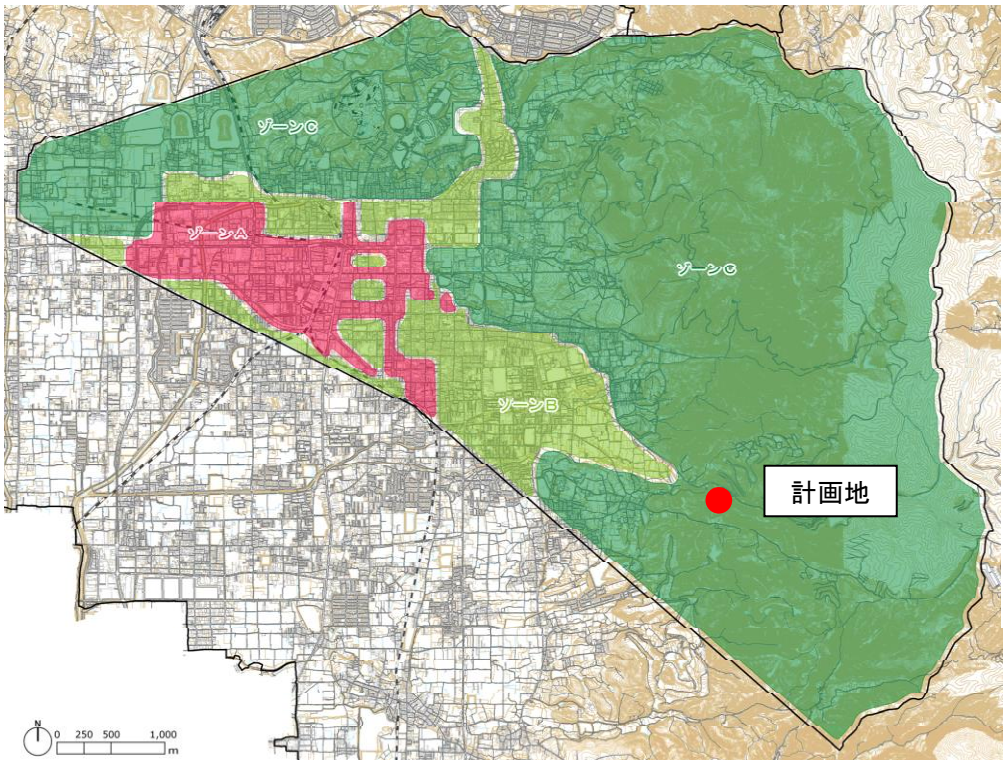

図 2-3　平城宮跡から東大寺大仏殿、若草山等の山並みへの眺望における区域（一例）

2.2.2 奈良市バリアフリー基本構想

奈良市バリアフリー基本構想は、高齢者や障がい者（視覚障がい・聴覚障がい・肢体不自由・内部障がいをはじめとする身体障がい者や知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者を含む、全ての障がい者）、妊産婦、子育て世代（子どもも含む）、けが人、外国人などすべての方々に対するバリアフリー上の課題を改善することを目的としています。

この基本構想は、障がい者等当事者参画のもと、奈良市全体のバリアフリー化に対する方向性を示すとともに、駅を中心とした地区や、高齢者・障がい者等が利用する施設が集まった地区を選定し、公共交通機関、建築物、歩行空間等について、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進するものです。

基本理念及び取組方針は以下のとおりです。

基本理念「だれもがいきいきくらし、気軽に出かけられる古都奈良」	
	～安全・安心で快適な生活と観光の共生を目指して～
取組方針	① ユニバーサルデザインの考え方に沿ったまちづくり
	② 奈良の魅力を高めるバリアフリーの推進
	③ みんなで取り組むバリアフリー社会の実現
	④ 思いやりの精神をはぐくむこころのバリアフリーの推進

建築物や路外駐車場については、以下のようなバリアフリーへの取り組みを実施することとします。

□建築物

奈良県住みよい福祉のまちづくり条例に基づいた施設のバリアフリー化を推進します。外部との連続性に配慮したバリアフリー化整備を推進するとともに、受付案内、トイレ、エレベーターなどの各施設へ、誰もがわかりやすく到達できるよう案内誘導を図ります。

□路外駐車場

障がい者用駐車施設を適切に確保します。駐車場と前面道路との連続性を確保するとともに、ベビーカーや高齢者も安心して使用出来るよう、駐車場内の余裕を持った空間の確保、歩行者の安全な通行空間の確保につとめます。また、障がい者用駐車施設の適切な利用ができるよう、一般利用者への理解促進等の対策をすすめます。

2.2.3 環境保全

本事業は、「環境影響評価法」及び「奈良県環境影響評価条例」の対象事業に該当しませんが、「ダイオキシン類削減対策指針」が旧厚生省から発表されるなど、火葬炉からの排出ガス等、環境への配慮が求められているとともに、計画地及びその周辺は大和青垣国定公園内にあるため、また環境に対する影響を確認し、市民への情報提供を行うとともに必要な環境保全措置を講じることは市としての責務であることから、自主的に環境影響評価[2]を実施しました。

環境への保全措置は以下のとおりです。

≪大気質≫

【施工時】建設機械の稼働による粉じんの影響

〈保全措置〉
・粉じんの飛散を防止するために、適宜、散水を行います。 ・掘削土等を仮置きする場合は、必要に応じて粉じんの飛散を防止するためにシート等で養生します。

【施工時】工事車両の走行による影響

〈保全措置〉
・工事車両が集中しないように計画的な運行管理を行います。

【供用時】施設の稼働による影響

〈保全措置〉
・バグフィルター等の処理効率の高い最新の排出ガス処理設備の導入を図り、関係法令に適合することはもとより、燃焼管理を徹底し、大気汚染物質及びダイオキシン類等の発生並びに排出を可能な限り抑制します。 ・今後の事業計画において、ガイドライン値及び削減指針値に相当する計画目標値より厳しい自主的な公害防止基準値を設定していきます。

≪騒音・振動≫

【施工時】建設機械の稼働による影響

〈保全措置〉
・低騒音型、低振動型の建設機械を使用します。 ・不要なアイドリングの禁止を徹底します。 ・建設機械の稼働時期を過度に集中させないよう、工程管理します。

【施工時】工事車両の走行による影響

〈保全措置〉
・低騒音型車両の使用を促進します。 ・安全運転の遵守、急加速や急発進の禁止を励行します。

【供用時】施設の稼働による影響

〈保全措置〉
・処理施設は建屋内のコンクリート基礎上に配置します。 ・定期的な点検・維持管理により、異常音の発生抑制を行います。

[2]環境影響評価：事業による環境影響について事前に調査・予測・評価するとともに環境保全措置の検討を行い、その事業の実施の際に環境の保全への適正な配慮を行うための仕組み。

≪悪臭≫

【供用時】施設の稼働による影響

〈保全措置〉
・再燃焼室における排出ガスの処理によって悪臭の発生を防止します。

≪水質≫

【施工時】工事の実施による影響

〈保全措置〉
・沈砂池の設置により洪水調節及び沈砂処理を行います。 ・シート敷設による法面の早期養生を行います。 ・降雨期の大規模造成工事を回避します。 ・大雨・台風予報時の工事は休止します。

【供用時】施設の利用による影響

〈保全措置〉
・発生する汚水は、合併浄化槽で法規制に準拠した水質に処理後、下流河川に放流します。 ・雨水については側溝等により集水し、調整池で洪水調整及び沈砂処理後に下流河川に放流します。

≪動物・植物・生態系≫

【施工時及び供用時】工事の実施及び施設の存在による影響

動物

	影響を受ける重要種など	動物への保全措置
施工時	水生生物や魚類 ゲンジボタル シマヒレヨシノボリ キハダヒラタカゲロウ	濁水の発生防止のため沈砂池を設けて適切な処理を行う。
施工時	カヤネズミ	段階的な除草作業により、対象事業実施区域外の草地へ誘導する。
供用時	昆虫類 ヤスマツアメンボ シマゲンゴロウ ゲンジボタル	夜間照明の光拡散を低減する。
供用時	昆虫類	林縁植栽の整備により間接影響を低減する。

ゲンジボタル	シマゲンゴロウ	シマヒレヨシノボリ

植物

影響を受ける重要種など		植物への保全措置
施工時	植生	改変区域林縁に防風ネット等を設置し､樹林内への影響を低減する。
	カワヂシャ コゴメスゲ	散水の実施により、粉じんの付着による影響を低減する。
	イワナシ コゴメスゲ コクラン	影響を受ける対象個体を生育に適した環境へ移植する。
	植生 イワナシ カワヂシャ コゴメスゲ コクラン	工事関係者への啓発等により不用意な立ち入りを抑制する。
供用時	植生	林縁植栽の整備により、微気象の変化の影響を低減する。

イワナシ	カワヂシャ	コクラン

生態系

影響を受ける指標種など		生態系への保全措置
施工時	河川・ため池の生態系 アオサギ カワムツ カワニナ	濁水の発生防止のため沈砂池を設けて適切な処理を行う
	森林の生態系 コナラ林	改変区域林縁に防風ネット等を設置し、樹林内への影響を低減する。
供用時	森林の生態系 コナラ林	林縁植栽の整備により、微気象の変化の影響を低減する。

≪景観≫

【供用時】施設の存在による影響

〈保全措置〉
・アプローチ道路の橋梁部の橋桁の色彩に関しては、緑豊かな周辺景観との調和に配慮します。

≪廃棄物等≫

【施工時】工事の実施による影響

〈保全措置〉
・建設発生土については、対象事業実施区域での再利用に努めるとともに、他工事との調整のうえ有効利用を図り、残土処分量の抑制を図ります。 ・伐採樹木は、可能な限り建設資材等としての再利用やチップ化等により再利用・再資源化を図り、廃棄物の発生を抑制します。 ・不法投棄物については、処理方法に応じた分別及びリサイクルを徹底し、再利用・再資源化に努めます。

［事後調査計画］

【施工時】

項目	活動要素
騒音	・工事車両の走行
動物・植物	・工事の実施（工事中）

【供用時】

項目	活動要素
騒音	・施設利用車両の走行
動物・植物	・工事の実施（工事後）

［総合評価］

環境に対して負荷を生じる可能性がある大気質、騒音、振動、悪臭、水質、動物、植物、生態系、景観、廃棄物の項目に対しては、公害防止等に関する法令の基準を遵守することはもとより、環境負荷低減のための措置を講じる計画であり、これにより影響が低減され、環境保全目標を概ね満足するものと考えます。特に、施設利用車両及び工事車両が走行する主要地方道奈良名張線の沿道では現況で沿道の騒音レベルが大きいため、供用時及び工事中について騒音の事後調査を行い、騒音影響を確認する予定です。また、緑化計画については、現在の地形の起伏を生かしつつ、在来種を中心に地域になじむ奈良らしい植栽とする基本方針です。

さらに、予測評価項目以外にも、施工時に埋蔵文化財等が発見された場合の文化財の保全や、施工期間の交通誘導員の配置による交通事故の未然防止など、事業内容と立地環境特性を勘案して各種の措置を講じる計画です。

以上のことから、本事業は、周辺環境との調和が保たれ、環境保全に十分に配慮した火葬場及びアプローチ道路の建設事業であるという評価結果が出ています。

2.3　自然条件・社会条件の整理

2.3.1 地勢

本市は、奈良県の北部に位置し、西は生駒市、南は天理市、大和郡山市、桜井市、東は宇陀市、山辺郡山添村、三重県伊賀市、北は京都府木津川市、相楽郡 2 町 1 村と接しています。面積は 276.94 ㎢、東西 33.51 ㎞、南北 22.22 ㎞で東西に長い形をしている本市は、春日山を境に地勢が異なっています。

春日山以東の地区は、標高 200～600ｍのなだらかな山地状の地形が広がる大和高原の北部に位置し、布目川、名張川などが山あいを北に向かって流下し、木津川に合流しています。南端には、大和高原第一の高山である貝ヶ平山（標高 822ｍ）、香酔山（標高 796ｍ）、額井岳（標高 812.6ｍ）などが笠置山地に連なっています。春日山以西の地区は、奈良盆地（大和平野）の北端に位置する平坦部で、佐保川、秋篠川、岩井川などが盆地の南部に向かって流下し、大和川に合流しています。地区西部には西ノ京丘陵と矢田丘陵の一部が延びていて、両丘陵の間を富雄川が南流し、大和川に合流しています。地区北部は、いわゆる平城山丘陵で京都府南端の丘陵地に接しています。

本市の自然環境は、その地勢上、東部地域は山林など緑や自然が豊富ですが、西部地域を中心に宅地開発が進み、自然や緑が減少してきました。

しかし、中央市街地を囲む自然は、春日山・佐保山・平城山風致地区として保全され、世界的な歴史的文化遺産の風情を醸し出す要素となっています。

2.3.2 気象

気象に関する事項は、以下のとおりとなっています。

表 2-1　奈良市の気象の概要

気象	気　温	年間を通じて寒暖の差が大きい内陸性の気候で、大和高原地区は奈良盆地地区に比べて年間を通して 2～3℃低くなっています。
	降水量	年平均降水量は 1,300 ㎜程度であまり多いとはいえません。 月別では、6 月・7 月・9 月が比較的多く、冬は少なくなっています。
	風　速	真冬から春先にかけての期間が最も強く、その他の季節は比較的穏やかとなっています。

2.3.3 歴史

710 年（和銅 3 年）に都が藤原京から遷されてから 70 余年の間、奈良は古代日本の首都として栄え、天平文化の華を咲かせました。

都が遷された後も、平城京に建立された諸大寺はそのまま奈良に残され、奈良は社寺の都として生まれ変わり、政治の中心である平安京に対して、南都と呼ばれるようになりました。

東大寺、興福寺が発展するにつれ、寺のまわりに住む人が増え「まち」が形作られ、境内地の外に郷が生まれました。東大寺、興福寺が平氏による焼討ちから再建されると、13 世紀には今日の奈良のもとがほぼ形づくられました。江戸時代には、産業のまちとして栄え、その後大仏の復興された江戸時代中期から観光都市としての性格を強めてきました。

1998 年（平成 10 年）には、市政 100 周年を迎えるとともに、「古都奈良の文化財」として東大寺、興福寺、春日大社、春日山原始林、元興寺、薬師寺、唐招提寺、平城宮跡の資産群がユネスコの世界遺産リストに登録されました。

2002 年（平成 14 年）には、中核市に移行し保健福祉や都市計画などの様々な分野で多くの権限が移譲され、これまで以上に主体的なまちづくりに取り組むことができるようになりました。

近年では鉄道が整備され、阪神エリアとの結合が容易となり、人・物・情報・文化・産業の交流が一層活発になるものと期待されています。

2.3.4 人口

本市の人口は、2000 年（平成 12 年）の 37.5 万人（旧月ヶ瀬村、旧都祁村を含む）をピークに減少傾向が続いており、2016 年（平成 28 年）4 月現在、36.1 万人（15.9 万世帯）となっています。

合計特殊出生率は 2015 年（平成 27 年）で、全国 1.46、奈良県 1.35 に対し、奈良市 1.29 と低い状況となっています。また、高齢化率は 2010 年（平成 22 年）は 23.3%で全国とほぼ同様の水準ですが、2030 年（平成 42 年）には 35.0%と全国を上回るペースで上昇することが予測されています。

2.4　計画地に係る主な法規制など

2.4.1　都市計画区域

計画地は、市街化調整区域に位置しており、建ぺい率 60%、容積率 200%となっています。

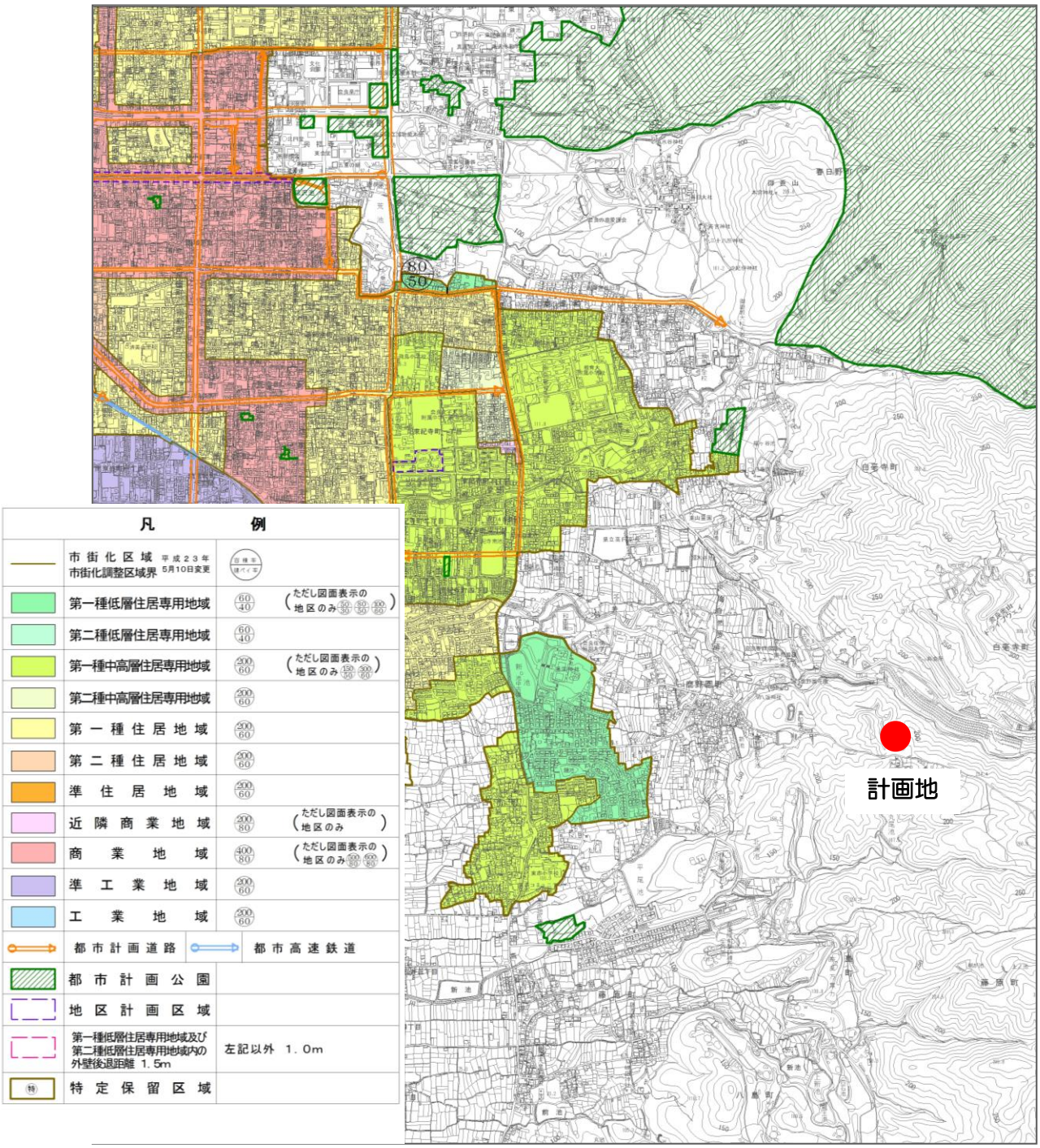

図 2-4　都市計画用途地域図

2.4.2 風致地区

計画地は、第二種風致地区(春日山風致地区)に指定されています。風致地区とは、1919 年(大正8 年)に制定された旧都市計画法において、都市内外の自然美を維持保存するために創設された制度です。指定された地区においては、建設物の建築や樹木の伐採などに一定の制限が加えられます。

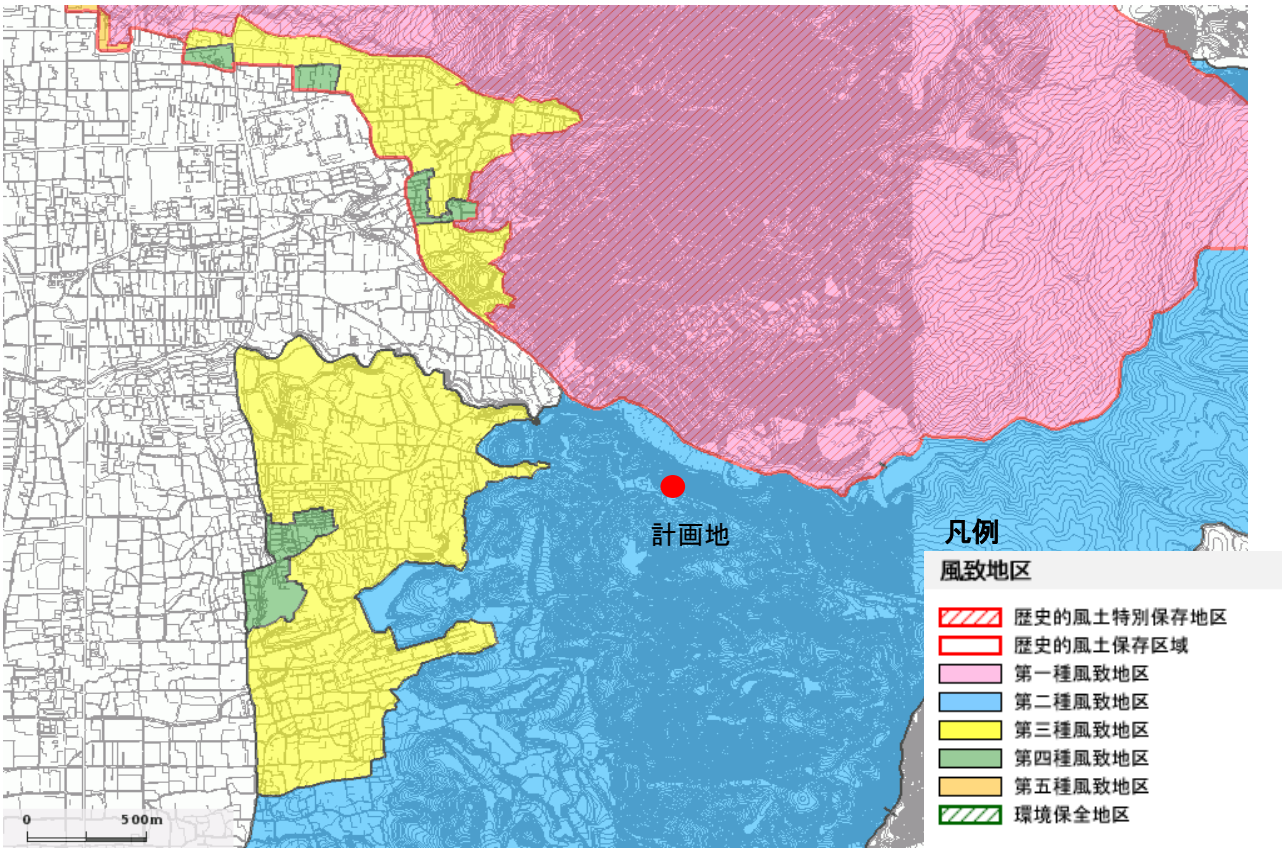

図 2-5 風致地区指定図

計画地内（第二種風致地区）において以下の行為をするときは、「奈良市風致地区条例」に基づき、奈良市長の許可を得る必要があります。

1　建築物の新築、増築、改築又は移転。

2　工作物（建築物を除く。）の新築、改築、増築又は移転。
　ただし、水道管や下水道など地下に設ける工作物、高さが 1.5m 以下のものは許可は不要。

3　建築物その他の工作物の色彩の変更。

4　宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓。
　ただし、面積が 10m² 以下の土地の形質の変更で、高さが 1.5m を超える法（のり）を生ずる切土又は盛土を伴わないもの、並びに面積が 10m² 以下の水面の埋立て又は干拓は許可が不要。

5　木竹の伐採
　ただし間伐・枝打ちなどの通常行われる管理行為、枯損した木竹や危険な木の伐採などは、許可は不要。

6　土石の類の採取
　ただし、2 のただし書きと同程度のものは、許可は不要。

7　屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積。

第二種風致地区内での規制として、建築物の高さ、建ぺい率、壁面後退距離、緑地率が次の基準を満たす必要があります。

表 2-2　風致地区の種別と建築規制の概要

	高さ	建ぺい率	壁面後退距離		緑地率	森林区域の緑地率	切土又は盛土の法面の高さ
			道路側	隣地側			
第一種 風致地区	8m 以下	20%以下	3m 以上	1.5m 以上	40%以上	60%以上	2m 以下
第二種 風致地区	10m 以下	30%以下	2m 以上	1m 以上	30%以上	50%以上	3m 以下
第三種 風致地区	10m 以下	40%以下	2m 以上	1m 以上	20%以上	40%以上	4m 以下
第四種 風致地区	12m 以下	40%以下	2m 以上	1m 以上	20%以上	40%以上	4m 以下
第五種 風致地区	15m 以下	40%以下	2m 以上	1m 以上	20%以上	40%以上	4m 以下

2.4.3 保安林

保安林とは、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林です。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されます。なお、保安林の面積は我が国の森林面積の約５割、国土面積の約３割を占めています（林野庁）。

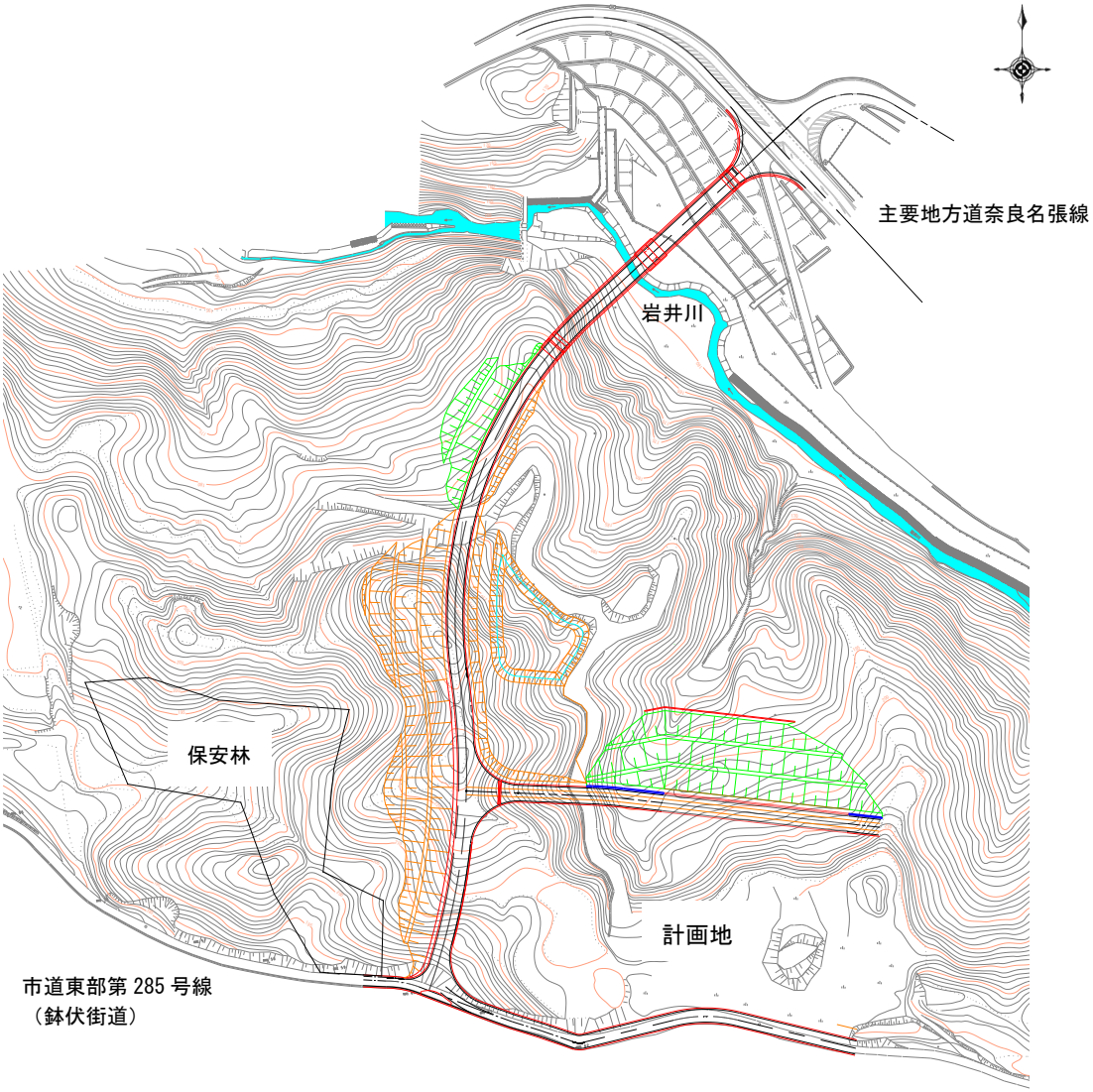

図 2-6　保安林位置図

計画地は約５ha を想定していますが、奈良市地番図と計画地予定図で判断すると今回の建設計画地と保安林はほとんど重ならないと考えていました。今回、用地確定作業の結果、保安林は計画地西側の山林であり重なることはありませんでした。

2.4.4 大和青垣国定公園

計画地は、国定公園に含まれ第 2 種特別地域に指定されています。国定公園は、国立公園に準じる景勝地として自然公園法に基づいて環境大臣が指定した公園であり、国立公園の行政的管理責任が国にあるのに対して、国定公園の行政的管理責任は都道府県にあります。

奈良盆地の四周を囲む山地は、昔から青垣山と称されていますが、この大和青垣国定公園は盆地の東部の丘陵線を保護・整備するために昭和 45 年末に指定された公園です。

公園地域は、笠置山地に属する大和高原西辺の春日断層崖とその麓で大和盆地の東辺を南北に連なる帯状の台地からなっています。春日断層は急傾斜して大和盆地に臨み、その東線上に北から高円山・八伏峠・城山・竜王山・巻向山・三輪山・初瀬山・天神山などが連なり、大和高原西部稜線を形成しており、柳生地区より南へ天理市・桜井市にわたり長い帯状を呈しています。

本公園の北部の春日山と高円山、南部の天神山と三輪山は、それぞれ原始林と二次林の対称的な植生を持ち、春日山原始林は大正 13 年に天然記念物に、昭和 30 年には特別天然記念物に指定され、天神山は与喜山暖帯林として、昭和 32 年に天然記念物に指定されています。

青垣山公園を形成する山麓地帯の斜面は、大和における古代文化を育成・産出したところで、特に、古墳時代から奈良時代までの史跡や文化財が豊富です。北から白毫寺・正暦寺・円照寺・弘仁寺・石上神宮・長岳寺・大神神社・長谷寺など有名な古社寺や崇神・景行天皇陵あるいは古跡・古墳が無数に存在し、また、我が国で最も古い道といわれる山の辺の道がこれらを結ぶように蛇行して、周辺の自然環境と融合して素晴らしい歴史文化景観を形成しています。

大和青垣国定公園は、単に自然的、地形的問題にとどまらず、古代大和の文化の残像を色濃くとどめている特異な公園ということができます。山の辺の道や剣豪の里に通ずる柳生街道は、東海自然歩道として整備され、歴史・文化財の探勝に最高のハイキングコースとして多くの人々に利用されています。

図 2-7　自然公園位置図

第２種特別地域の概要は以下のとおりとなっています。

表 2-3　自然公園の地種区分の概要

地種区分		概要	備考
特別地域	特別保護地区	公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持しており、最も厳しく行為が規制される地区。	許可制
	第１種特別地域	特別保護地区に準ずる景観をもち、特別地域のうちで風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域	
	第２種特別地域	第１種及び第３種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動については努めて調整を図ることが必要な地域	
	第３種特別地域	特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、通常の農林漁業活動については規制のかからない地域	
普通地域		特別地域に含まれない地域で、風景の保護を図る地域	届出制

第２種特別地域内においては、以下の行為は「自然公園法」に基づき奈良県知事の許可を受けなければなりません。

1　工作物の新築、改築、増築
2　木竹の伐採
3　鉱物の採掘、土石の採取
4　河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること
5　環境大臣が指定した湖沼、湿原等に汚水、排水を排水設備を設けて排出する行為
6　広告物類の掲出、設置又は表示
7　水面の埋立又は干拓
8　土地の開墾等土地の形状の変更
9　屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管等の色彩の変更
10　環境大臣が指定する高山植物等を採取し、又は損傷すること。
11　環境大臣が指定する動物の捕獲、殺傷等
12　湿原その他これに類する地域のうち、環境大臣が指定する区域内への立入り
13　道路又は広場等以外の区域のうち、環境大臣が指定する区域内において、車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸
14　屋外における環境大臣が指定する物の集積又は貯蔵
15　上記の他、政令で定める行為

また、第 2 種特別地域での建築物の新築・改築・増築に対する規制は、以下のとおりとなっています。

表 2-4　建築物に関する規制の概要

<table>
<tr><td>項　目</td><td colspan="5">規制の概要</td></tr>
<tr><td>高　さ</td><td colspan="5">最低地盤面から 13m以下</td></tr>
<tr><td rowspan="5">水平投影面積率[3]
・容積率[4]</td><td rowspan="2"></td><td colspan="2">第 2 種特別地域</td><td colspan="2">第 3 種特別地域</td></tr>
<tr><td>水平投影面積率</td><td>容積率</td><td>水平投影面積率</td><td>容積率</td></tr>
<tr><td>敷地面積　500 ㎡未満</td><td>10%以下</td><td>20%以下</td><td rowspan="3">20%以下</td><td rowspan="3">60%以下</td></tr>
<tr><td>敷地面積
500 ㎡以上 1,000 ㎡未満</td><td>15%以下</td><td>30%以下</td></tr>
<tr><td>敷地面積
1,000 ㎡以上</td><td>20%以下</td><td>40%以下</td></tr>
<tr><td>当該建築物の水平投影面積</td><td colspan="5">2,000 ㎡以下</td></tr>
<tr><td>建築物に係る地形勾配</td><td colspan="5">30%以下</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="5">1. 自然草地、低木林地、採草放牧地、高木の生育が困難な地域でないこと。
2. 建築物の地上部分の水平投影外周線が公園利用道路の路肩から 20m 以上、その他道路の路肩から 5m以上、敷地境界線から 5m以上離れていること。
3. 以下を満たすこと。
（ア）主要展望地からの著しい妨げにならないこと。
（イ）山稜線を分断する等眺望の著しい支障を及ぼすものではないこと。
（ウ）屋根及び壁面の色彩形態が、その周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</td></tr>
</table>

[3]水平投影面積率：すべての建築物の水平投影面積の和の敷地面積に対する割合
[4]容積率：すべての建築物の延べ面積の和の敷地面積に対する割合

2.4.5 土砂災害警戒区域など

計画地の周辺では、国が地すべり防止区域等の指定を行っており、また奈良県が土砂災害警戒区域の地滑り警戒区域等の指定を行っています。

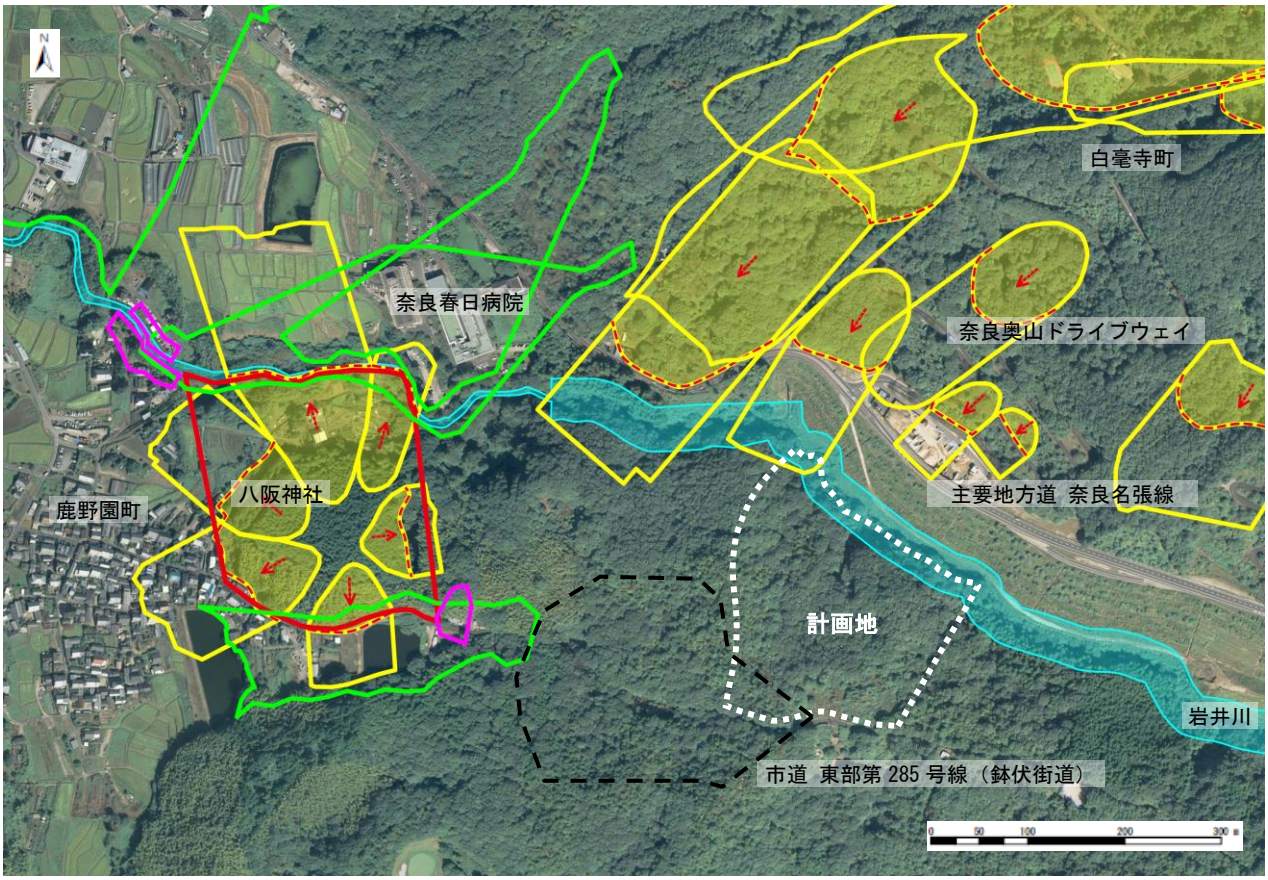

凡例

地すべり防止区域		
砂防指定地域		
土砂災害警戒区域	土石流警戒区域	
	流域部分（参考表示）	
	地滑り警戒区域	
	急傾斜地崩壊警戒区域	

図 2-8　土砂災害警戒区域等の指定図

アクセス道路となる主要地方道奈良名張線からの橋梁部分の一部が土砂災害警戒区域の地滑り警戒区域に入っていますので、新斎苑アクセス道路への影響を考慮し、地滑りの可能性のある奈良奥山ドライブウェイ入口付近の斜面について、ボーリング調査や地滑り動態観測等により、滑り面の位置、地下水の変化などを調査し、地滑り地の変動状況の把握や安定度評価を行いました。

その結果、計画地へのアクセス道路となる橋梁部分北側の地滑り警戒区域については、地滑り活動を示唆する変位は認められないことがわかりました。

2.4.6 建設に伴う周辺への影響

新斎苑建設に伴う影響について井戸の枯渇、地すべり及び土石流危険渓流に関する調査を実施しました。調査結果は以下のとおりです。

●井戸の枯渇

新斎苑の建設に伴なって、地下水が影響を受ける範囲は、計画地から北東側の岩井川にかけての狭い範囲であり、鹿野園に向かう地下水の流れには影響を及ぼさないので、鹿野園近辺の井戸枯渇の懸念は小さい。

●地すべり

指定区域内の地すべりは、現在安定した状態にある。現況では豪雨や長雨による局所的な地下水位の急上昇を外力として、地すべりが再滑動する懸念はあるものの、新斎苑建設による地下水流動の変化はほとんどなく、影響は想定しにくい。

●土石流危険渓流

現在の渓床に蓄積されている移動可能土砂量は、約 3,050 ㎥程度で極めて小規模であり、仮に土石流が発生したとしても、上ノ池に流入、埋積する程度であり、集落に達する懸念は極めて小さい。また、流域は大半が計画地の西側及び南側であり、一部が計画地に入っている。計画地の移動可能土砂は新斎苑建設の工事により排除され、流域についても計画地の表流水は北側の岩井川に流す計画であるため、渓床に係る流域面積が減少し、新斎苑建設による影響は想定しにくい。

［第三者評価］

計画地の周辺に指定されている土砂災害警戒区域等や新斎苑建設による地下水に対する影響に関して専門的見地から検証を行っていただくための第三者評価を実施しましたところ、以下の評価を頂きました。

◎計画地西側において指定されている土砂災害警戒区域の流域は、大部分が施工箇所以外であり、工事により流域がさらに減少すると共に、流域外からの水も排水する計画となっていることから、新斎苑建設によって土石流発生の危険性が増大することはないと考えられる。

◎新斎苑運用後に新斎苑敷地、アクセス道路及び鉢伏街道からの流水を、発生域に流入させないよう側溝、排水路など排水施設の設置と継続的な管理が必要である。

◎土石流や斜面崩壊の発生要因として、地下水の流動状況を把握することは重要である。地下水の流動状況を把握する手法として一般的である湧水点やボーリングの地下水からコンター図を作成し、簡易水質等による調査・検討はすでに実施されており、特に新たに調査する必要はないと思われるが、念のため工事施工後及び新斎苑供用後、定期的に湧水点での湧水状況や源頭部の地下水位の経過観察を行うことが望ましい。

◎新斎苑建設による地形改変の規模は小さいので、流域全体の地下水環境が大きく変化することは想定しにくく、八阪神社周辺の地すべりへの悪影響や井戸利用が障害を受ける懸念はないと思われるものの、現況地下水コンター図を基に建設後の予想コンター図を作成し、建設後の地下水流動を予測しておくことは重要である。

2.4.7 計画地周辺の断層など

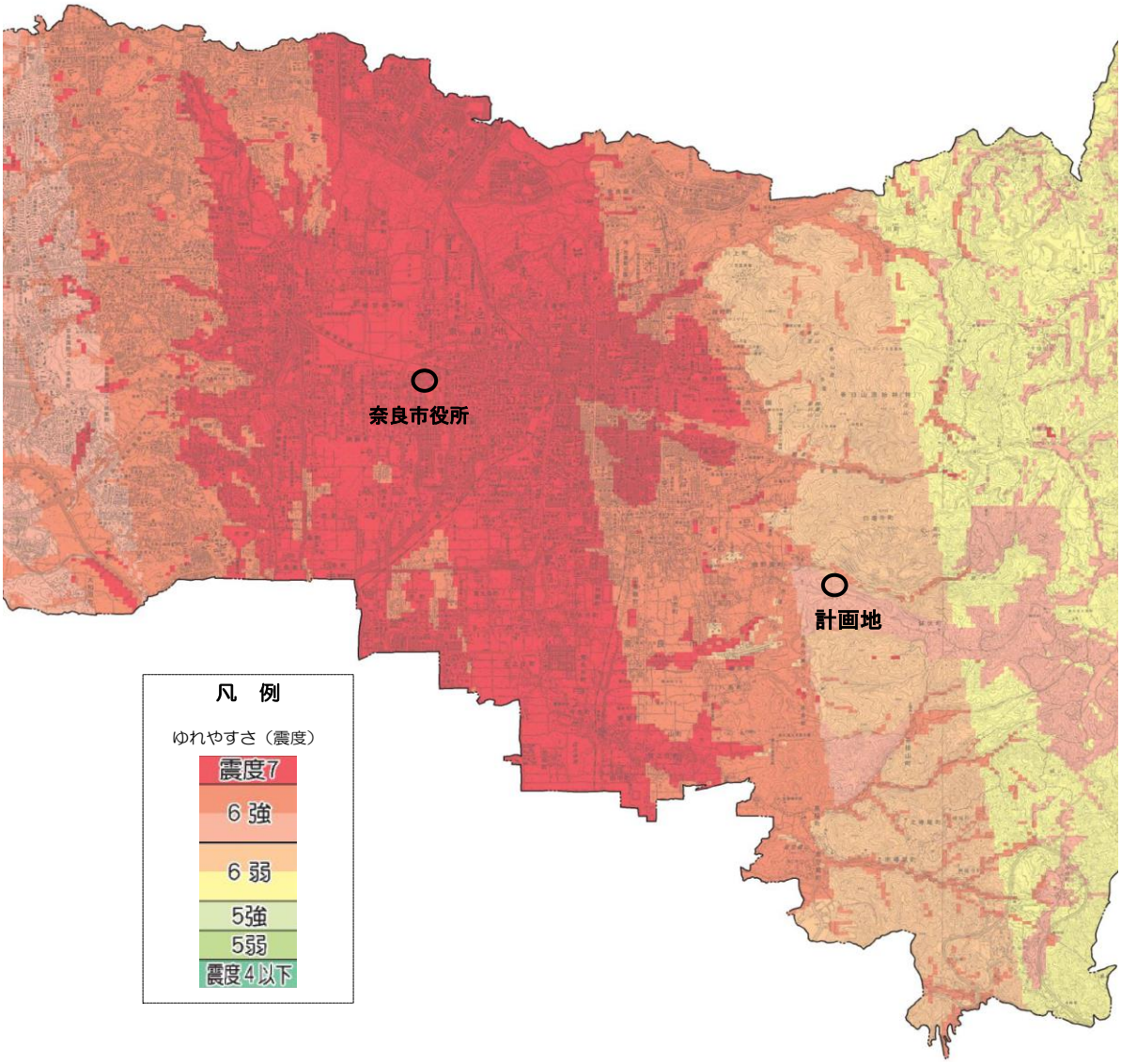

図 2-9　奈良市地震ハザードマップ（ゆれやすさマップ）

地震ハザードマップ（ゆれやすさマップ）は、奈良盆地東縁断層帯地震、生駒断層帯地震、中央構造線断層帯地震、東南海・南海地震の４つの地震の予測震度を重ね合わせ、最大となる震度を示したものです。その結果、奈良盆地東縁断層帯地震の震度が最大となる地域が多く、計画地より西側の地域では震度７が予測されます。

しかし、計画地周辺では地質や地形の状況などから震度６強にとどまるという想定となっております。

奈良盆地東縁断層帯は、京都府精華町から木津川市、奈良市、大和郡山市、天理市を経て桜井市まで分布する長さ約29km、最大幅約4kmの断層帯で、下記の「天理撓曲」、「帯解断層」、「鹿野園町付近の断層」、「三百断層」及び「高樋断層」も含まれます（産業技術総合研究所）。

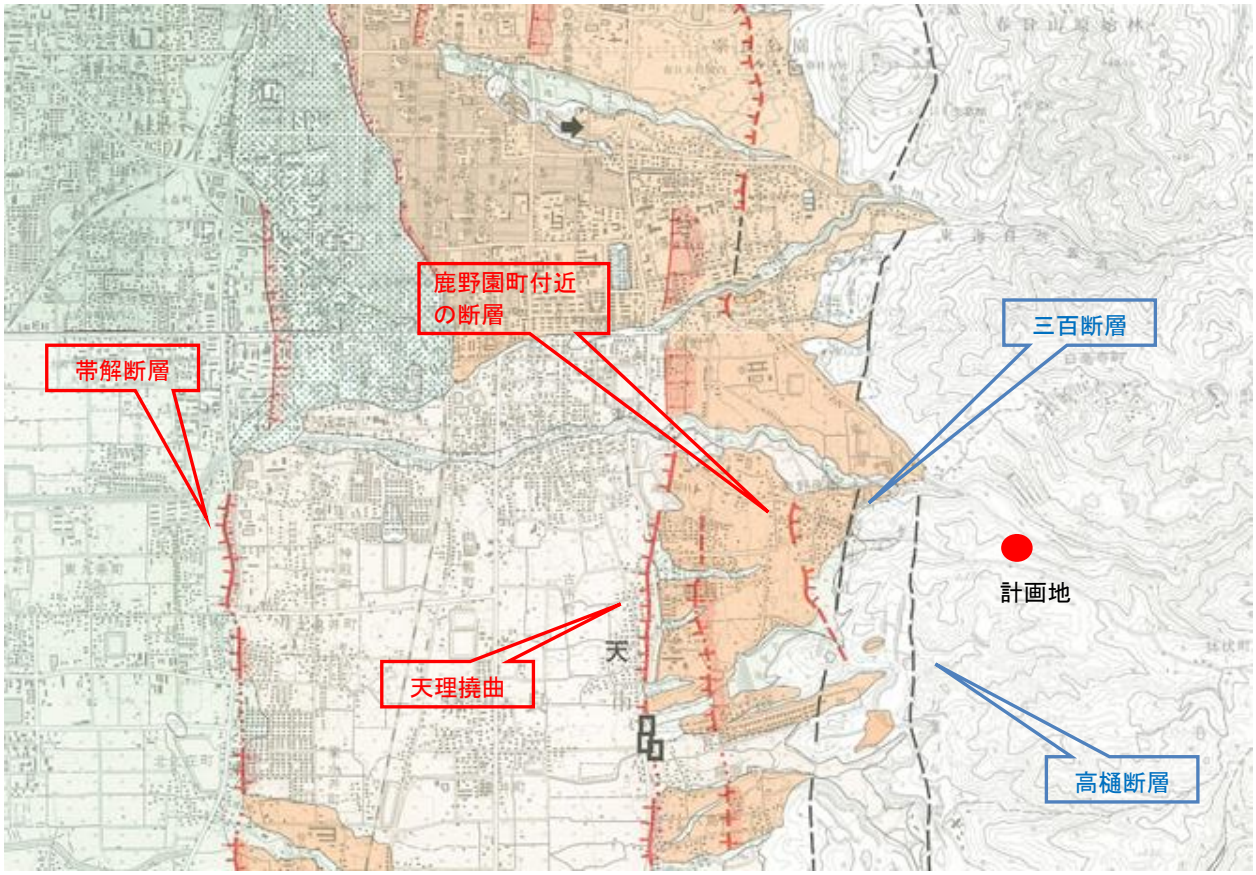

出典：八木浩司・相馬秀廣・岡田篤正・
中田　高・池田安隆（1998）1:25000
都市圏活断層図「奈良」、「桜井」
国土地理院技術資料D1-No.350

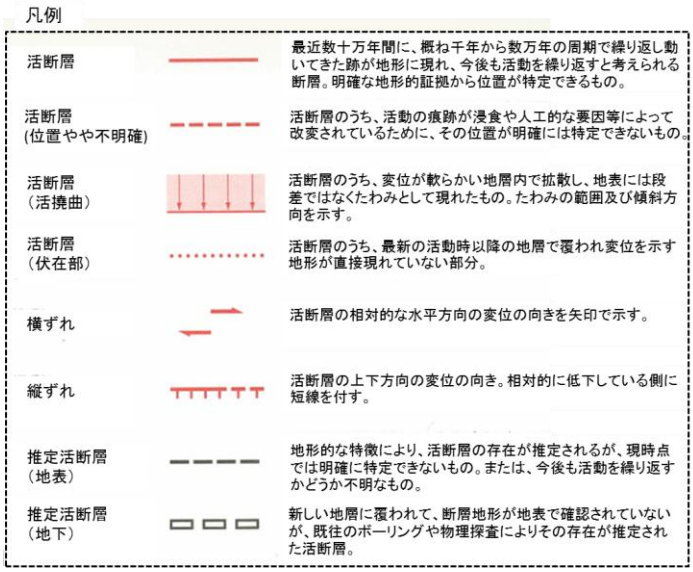

図 2-10　計画地周辺の断層

計画地西側の「高樋断層」及び「三百断層」については、既往文献から第四紀後期（約30万年前）以後活動していない断層であることから両断層を今後活動する活断層ではないと判断し、新斎苑建設に支障をきたすものではないと考えます。

［第三者評価］

計画地周辺の断層に関して専門的見地から検証を行っていただくための第三者評価を実施しましたところ、以下の評価を頂きました。

◎高樋断層及び三百断層について

岩井川河床右岸において、片麻岩と藤原層群が接する高樋断層の露頭を確認した。本断層は、片麻岩と藤原層群に上載する段丘堆積物を変位させておらず、空中写真判読でも段丘堆積面に変位を与えていないと判断される。これらの観察結果から、高樋断層は、十万年～十数万年前以降は活動していないと評価され、また既往文献の記述（数十万年前以降は活動していない）から活断層ではないと判断される。三百断層についても、段丘堆積面に変位を与えておらず、高樋断層と同様と評価される。

◎岩井川に沿う断層について

計画地上流側の片麻岩露頭の分布の欠如から推定される東西方向の断層は、現在の東西圧縮応力場の形成前に活動した断層であると判断される。いわゆる「古傷」であり、活断層ではないと考えられる。

◎鹿野園町付近の断層について

この断層は、新斎苑周辺の地質状況の報告書の「空中写真による地形判読結果」において、都市圏活断層図の天理撓曲の一部として記述してある断層であり、平成25年度「活断層の補完調査」成果報告書（産業技術総合研究所）に「鹿野園町付近の断層」として記載された。この断層は長さが短く、また東側低下の変位を示すことから、都市圏活断層図に記載の「天理撓曲」の副次断層であると考えられる。主断層である天理撓曲が過去に活動した際につられて動いた断層と考えられ、それ自体が起震断層になるものではない。

2.4.8 計画地の地質・地盤・断層

計画地は、白亜紀の領家変成岩類が広く分布する地域であり、「片麻岩」と呼ばれる砂岩泥岩起源の変成岩が出現します。また、計画地の山体の中腹から頂部では領家変成岩類を覆うようにして新第三紀藤原層群の虚空蔵累層が分布しており、「砂岩及び礫岩」が堆積しています。

新斎苑建設に伴う造成や道路及び建築物等の施設の設計や構造計算における基礎資料とするため、ボーリング調査による土質の解析を行った結果、計画地の支持層は建設に必要な高い支持力が期待できるＮ値５０以上の堅固な支持地盤を確認できたことから、新斎苑建設地として適地であると判断しました。

［第三者評価］

計画地の断層に関して専門的見地から検証を行っていただくための第三者評価を実施しましたところ、以下の評価を頂きました。

◎岩井川の川岸には片麻岩の連続露頭が分布していることを確認したが、計画地東側（上流側）に露頭の欠如箇所がある。ここに東西方向の断層が存在した場合、盛土基礎部を通過する懸念がある。対策工として基礎処理等が想定されるので、断層の有無、位置、規模、性状を確認することが望まれる。調査は、物理探査（弾性波探査、電気探査）が適用可能である。

◎奈良盆地東縁は、南北方向の地質構造線（活断層や断層）が発達する地域である。計画地においても、そのような地域特性を踏まえ追加調査を実施し、その有無や性状を確認することが望ましい。

2.4.9 第三者評価による追加調査

計画地に断層が存在する懸念について、第三者評価の指摘事項を受け、物理探査調査（弾性波探査、電気探査）を実施したところ、一部に軟弱な地質の分布が懸念される箇所が発見されたので、ボーリング調査による確認を行いました。

その結果、２０～３０ｃｍ程度の破砕幅の小断層や、岩盤の割れ目がやや多い箇所は確認されましたが、これらはわが国の岩盤に通常見られる軽微な損傷であり、最近の地質時代にも活動している活断層であることを示すような、新鮮で軟弱な断層面は確認できませんでした。したがって、懸念されたコンクリート置換工等の対策を必要とするような規模の断層は存在しないため、岩盤全体は建築物の支持層として特に問題はなく、通常の性能設計で十分対応可能であるということが確認できました。

一般的には特別な対策を必要としませんが、念のため施工時に、建築物の基礎掘削面で岩盤の性状を最終確認します。

なお、この追加調査については、第三者評価をいただいた有識者の指導のもと実施し、現地で確認していただいた上で結果を取りまとめています。

2.5　火葬場の法的な位置づけ

火葬場の設置には、「墓地、埋葬等に関する法律」、「都市計画法」、「建築基準法」において、次のように位置づけられており、それぞれ以下の手続きが必要となります。

○墓地、埋葬等に関する法律

第 10 条に、「墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない」とあります。奈良市では、平成 14 年 4 月 1 日（中核市移行時）から墓地等の経営許可権限について県から市に移譲がなされました。第 11 条には、「都市計画事業として施行する墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止については、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第 59 条の認可又は承認をもつて、前条の許可があつたものとみなす。」とされています。

○都市計画法

第 11 条 第一項 第七号に、「市場、と畜場又は火葬場」と明記され、都市施設として位置づけられており、設置する場合は、都市計画決定によって施設の種類、名称、位置および区域その他政令で定める事項（火葬場は面積）を定めることと規定されています。

○建築基準法

第 51 条の「卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置」の中に火葬場が指定されており、「都市計画において位置を決定していなければ、新築し、又は増築をしてはならない。」とされています。

ただし、「特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。」とされています。

本事業の実施にあたり、関連するその他の主な法規制などは以下のとおりとなっています。

建築等に関する法律	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
	宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）
	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
	公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）
	電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
	電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第524 号）
	水道法（昭和 32 年 6 月 15 日法律第 177 号）
	下水道法（昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号）
	エネルギーの使用合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
	高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
	文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）
環境に関する法律	環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
	大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
	水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
	騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
	振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
	悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
	浄化槽法（昭和 58 年法律第 87 号）
	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
	ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）
	火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（平成12 年3月）
	危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）
その他、法令、条例など	自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）
	森林法（昭和 26 年法律第 249 号）
	奈良県建築基準法施行条例（昭和 42 年）
	奈良県環境基本条例（平成 8 年）
	奈良県住みよい福祉のまちづくり条例（平成 7 年）
	奈良市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成 13 年）
	奈良市環境基本計画（平成 24 年改訂）
	奈良市都市景観条例（平成 2 年）
	なら・まほろば景観まちづくり条例（平成 2 年条例第 12 号）
	奈良市風致地区条例（平成 24 年条例第 66 号）